

大分県報

令和三年
第二六三号
十一月二十六日

（金曜日）

目次

公安委員会規則

交番等の設置に関する規則の一部改正……………

告示

生活保護法等による介護機関の指定……………

公告

土地改良区の役員の内任……………

開発行為の完了……………

○公安委員会規則

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十一月二十六日

大分県公安委員長 石 田 敦 子

大分県公安委員会規則第12号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成6年大分県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の国東警察署の部の地域警らの中「国東市国東町鶴川」を「国東市国東町安国寺」に改める。

附 則

この規則は、令和三年十一月二十九日から施行する。

○告 示

令和三年十一月二十六日

大分県告示第六百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第二項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）に規定する介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関として、次の介護機関を指定した。

令和三年十一月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

介護機関の名称	所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日
わかば薬局	豊後大野市三重町大字赤嶺字深田一五七一番地	株式会社そ うれん	大分市大字中戸次四二四一番地の三三三	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	令 三・四・一

○公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、宇佐土地改良区（宇佐市）から、退任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和三年十一月二十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

（退任役員）

役 名	氏 名	住 所
理 事	下山 文男	宇佐市大字下高一五六番地

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和三年十一月二十六日

大分県報（公安委規則・告示・公告）

令和三年十一月二十六日

大分県報（公告）

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

佐伯市大字長谷字戸間七千七百十九番一、七千七百二十番一、七千七百二十一番一、七千七百二十二番一及び七千七百二十三番一のうち第二工区

二 開発区域の面積

千九百四十一・一八平方メートル（第二工区）

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

東京都品川区大崎一丁目十一番二号

株式会社ローソン

代表取締役 竹 増 貞 信

四 完了検査年月日

令和三年十一月十日